

本方針策定の趣旨

本方針は、霧島市が策定した「霧島市部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒や指導者にとって望ましい実施環境を構築するという観点を踏まえ、持続可能な体制の構築に向けて学校、地域、競技種目及び分野等に応じ、部活動が多様な形で適切に実施されることを目指して策定した。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針等の策定

ア 校長は「霧島市の方針」に則り、「部活動の方針」（部活動規定等）を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表し、保護者や地域の理解を得る。

イ 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加予定日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

校長は、提出された年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか適宜、指導・是正を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 自校の活動方針に則り、生徒や教員等の数を踏まえ、指導内容の充実や生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な活動を行えるよう、適正な数の部活動を設置するとともに、外部指導者の活用を図る。

イ 校長は、教員の部活動への関与について、学校における働き方改革の趣旨を踏まえ、関係する法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 安全で効率的・効果的な指導体制の確立

(1) 安全な指導体制の確立

ア 校長及び部活動の指導者は、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 校長及び部活動の指導者は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる。

ウ 校長及び部活動の指導者は、感染症の拡大防止の観点から、直近における周辺地域の感染状況を勘案して活動の実施の可否や内容、時間、場所等について検討するとともに、各競技団体等が作成したガイドライン等を遵守し、万全の感染対策を講じる。

(2) 効率的・効果的な指導体制の確立

ア 部活動の指導者は、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。

その際、中央競技団体等が作成する指導の手引等を活用して、競技種目や分野の特性等を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングや練習を積極的に導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、行き過ぎた勝利至上主義や、目先の勝敗、技能の向上のみにとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮する。

イ 部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について、部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行う。

ウ 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン会議や部活動ごとのミーティング等を定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、共に学び合う関係性を基盤として、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動や学校外の活動に取り組むとともに、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究結果や健全な心身の育成の意義も踏まえ、以下の(1)、(2)を基準とする。

(1) 休養日の設定

学期中は、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とし、週当たり2日以上を休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒や指導者が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、週末及び学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 休養日・活動時間の運用

休養日・活動時間の設定の際は、学校や地域の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間な

ど、各部共通の休養日を設けるとともに、週間、月間単位での活動頻度や活動時間の設定についても検討する。

また、設定した休養日・活動時間等を事前に生徒・保護者に周知するとともに、校長は各部の活動状況を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、適正な運用を徹底する。

4 今後の部活動運営に向けた環境の整備

(1) 複数合同チームや合同練習等の検討

部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、県中学校体育連盟及び始良・伊佐地区中学校体育連盟の規約に基づき、複数校合同チームの編成や合同練習等の実施について検討する。

(2) 保護者・地域との連携

ア 学校と地域が共に子どもを育てるという視点から、学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、地域住民等と連携し、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツや芸術文化活動の充実を推進する。

イ 顧問及び部活動の指導者は、年度当初及び定期的な保護者会等を通じ、活動方針や年間活動計画、月活動計画、運営等について保護者と共通理解を図り、協力を得る。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、県中学校体育連盟及び始良・伊佐地区中学校体育連盟等、部活動に係る組織及び霧島市教育委員会の方針を踏まえ、生徒の教育上の意義や生徒、指導者の負担が過度とならないこと等を最大限考慮して、参加する大会等を精査する。

6 取組の検証と方針の見直し

校長は、本方針の示す部活動に係る取組について随時状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえ、必要な改善を図っていくものとする。また、必要に応じてこの方針の見直しを行う。